

伊那市省エネルギー施設導入支援事業補助金

持続的な生産性の向上及びエネルギー消費量の節減による脱炭素化を推進するため、省エネルギー施設等の導入に対して、経費の一部を補助します。

補助対象者 次の①～⑤のすべてを満たす方が対象です。

- ①伊那市内に本社、工場、事務所又は店舗等の施設を有する中小企業者
 - ②個人事業主の場合は、申請者の住民登録が市内にあること
 - ③国、県その他の機関から同一の経費について、補助金等の交付を受けていないこと
 - ④経営者が暴力団員及び暴力団関係者でないこと
 - ⑤市税等に未納がないこと※1
- ※1 正当な理由により納付が困難な場合は、猶予制度等の活用をご検討ください。

対象事業 次の①～④のすべてに該当するものが対象です。

- ①経済産業省資源エネルギー庁による中小企業等エネルギー利用最適化推進事業において実施するエネルギー利用最適化に向けた診断（省エネ診断）により、省エネルギー効果が認められるもの
- ②トップランナー基準を満たす最新の目標年度に対する省エネ基準達成率が100%以上の施設、又は省エネ診断の結果に即して導入するもの
- ③中古品でないもの
- ④事務所（店舗等）が住宅を兼ねている場合、省エネルギー施設が事業のためにのみ使用されているもの

補助額

- ◆ **対象経費**
 - ・要件を満たす、省エネルギー施設等の導入に係る購入費及び設置工事費等
- ◆ **補助率等**
 - ・対象経費の50%以内（1年度1企業あたり上限100万円）

申請方法 申請書等は伊那市公式HPからダウンロードしていただくか、伊那市役所商工振興課にて受け取ることができます。



- 申請書
- 実施計画書（様式第2号）
- 事業概要が分かる書類（定款の写し、その他これに類するもの）
- 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書等の写し
- 省エネ診断の結果が分かる書類（診断報告書）
- 市税等納付状況確認同意書

●〒396-8617 伊那市下新田3050番地 伊那市役所 商工振興課 宛
●郵送か持参にて提出してください。
【申請期間】 **令和7年4月1日から令和7年12月31日まで**
【実施期間】 **「交付決定後」から令和8年1月31日まで**に行った事業

- 書類審査後、市から「交付決定通知書」が届きます。
- 「交付決定通知書」到着後、省エネ施設（設備等）の導入事業（購入・設置）を進めていただきます。
- 事業完了後には実績報告書類等をご提出いただく必要がございますが、詳しくは交付決定時にご案内させていただきます。

【お問い合わせ先】伊那市 商工観光部 商工振興課
TEL:0265-78-4111(内線2431・2433) メール:skk@inacity.jp

よくある質問

Q. 伊那市内に事業所を持っているが、本社（または住居）は伊那市外である。申請ができるか。

A. 法人の場合は申請ができます。しかし、個人事業主の方については、伊那市内に住民登録がない場合は対象となりません。

Q. 申請にあたって、まず何から始めればよいか。

A. まずは、省エネ診断を受ける必要があります。その診断結果を基に施設等を導入する場合に申請をすることができます。

Q. 省エネ診断はどこで受ければよいか。

A. 経済産業省資源エネルギー省中小企業等エネルギー利用最適化推進事業を運営する下記法人のホームページをご参照ください。

○一般社団法人環境共創イニシアチブ

設備を診断して光熱費削減「省エネ診断」 <https://shoeneshindan.jp/>



○一般社団法人 省エネルギーセンター

省エネ・節電ポータルサイト <https://www.shindan-net.jp/>



Q. 省エネ診断結果報告書は、過去に受けたものでも有効なのか。

A. 有効です。令和6年度以前に受けた省エネ診断結果を添付いただいてもご申請可能です。

Q. トップランナー基準とは何か。満たしているかの確認方法は。

A. 製造事業者等に、省エネ型の製品を製造するよう基準値を設けクリアするように課した「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、省エネ法）」の中の、機械器具に係る措置のことです。判別する方法としては、対象機器に統一省エネラベル※等が表示されているかをご確認ください。

※経済産業省資源エネルギー庁から

Q. 市内に複数の事業所がある。事業所ごとに申請をしてよいか。

A. 事業所ごとの申請はできません。1企業あたりの申請となりますので、各事業所（市内のみ）分をまとめて申請してください。

Q. 補助金設備を市外の拠点に設置する場合は対象になるか。

A. 対象外です。
伊那市内の事業所に設置することが条件になります。

Q. 補助金の対象となる事業の開始時期はいつからか。

A. 補助事業の着手時期は、伊那市からの交付決定後となります。（交付決定前に着手した事業については補助対象外になります。）

その他の質問については、伊那市役所商工振興課にお問い合わせください。